

IT導入補助金を活用して システムの導入を検討されませんか？

◆IT導入補助金の補修申請が始まっています（申請期間は6月30日まで）

※システムの契約や導入は補助金の交付決定後（7月頃？）でないと開始できません

◆IT導入補助金の交付申請は「IT導入支援事業者」による代理申請のみの受付となります

◆サポート株式会社は「IT導入支援事業者」として登録されています

補助金申請をお考えになる場合、まずサポートにお声掛け下さい。

①申請にあたっては、ITツール（ソフトウェアやサービス等）の導入による業務効率化等の目標を設定し、生産性向上に係る事業計画を作成する必要があります。

②導入されるシステムの内容等をはじめ、上記事業計画の策定についての打合せをさせていただき、サポートから補助金の交付申請をします。

（交付申請はIT導入支援事業者によるポータルサイトからの代行申請のみの受け付けとなります）

③補助金の額が80万円を超える場合には、「中小企業等経営強化法」に基づく経営力向上計画の認定を取得しているかどうかを問われます。経営力向上計画の認定申請のためのサポートも行うことができます。

（経営力強化法はこちらをご覧ください。<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>）

④詳細は「IT導入補助金」のサイトをご覧ください。<https://www.it-hojo.jp/>

POINT
1

補助対象経費区分は、
サービス、ソフトウェア導入費

補助金ホームページに公開されているITツール
（ソフトウェア、サービス等）が補助金の対象です。

- 例1 パッケージソフトの本体費用
- 例2 クラウドサービスの導入・初期費用
- 例3 パッケージソフト等のインストール費用 など

※詳細はIT導入支援事業者にお問合せください。
※ハードウェアは補助対象となりません。

POINT
2

補助金の
上限額・下限額・補助率

上限額	100万円
下限額	20万円
補助率	2/3以下

POINT
3

補助金の申請期間

【二次公募】

平成29年 **3月31日(金)**～

平成29年 **6月30日(金)17時**まで

※一次公募の受付は終了いたしました。

POINT
4

注意事項

交付決定前に契約・導入され発生した経費は補助対象となりません。必ず**交付決定を受けた後に補助事業を開始**してください。

○ 交付申請 ▶ 交付決定 ▶ 契約・導入

✕ 契約・導入 ▶ 交付申請